

合言葉は持続可能性！

副会長 寺町 東子 (46期)

主な担当業務: 入退会, 資格審査, 懲戒, 綱紀, 選挙, 総務, 人事, 不服審査, ハラスメント, 災害対策, 総会, 常議員会, 司法協議会, 職員人事・労務関係等



スタートダッシュ

今年度執行部は、2月中旬から毎週ミーティングを重ね、3月からは前年度執行部の理事者会傍聴（見習い期間）を経て、4月1日からスタートダッシュを切りました。3月の臨時総会で全会員会費2000円減額を決めた前年度執行部から、減速の少ないバトンパスを受けて走り出し、既に3か月くらい経過したように感じています（5月18日現在）。

今年度執行部のメンバーは、伊井和彦会長が37期、副会長は46期、47期、48期、49期、50期、54期、うち2名が女性です。それぞれに豊富な会務経験や弁護士経験があり、当会の強みと弱みをよく理解しており、多角的な議論のもとに仲良く会務執行にあたっています。

伊井執行部の会務執行方針

私たちは今、新型コロナ禍による格差の拡大や公共の利益と個人の権利の相克、ロシアのウクライナへの軍事侵攻など戦争による人権侵害を目の当たりにしています。このような時代だからこそ、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」という使命を有する東京弁護士会は持続可能な会となっていく必要があります。以下の3つを柱に、会務執行していくこととしました。

- 1) 多様な人材が積極的に意思決定過程や活動に参加できる東弁に（WEBの活用など）
- 2) 健全な財政規律と更なる経費削減（箱モノから機能へ、行事の見直し、職員の業務量と賃金体系の見直し、予算執行管理、未収納付金の回収など）
- 3) 多様な会員の活躍を支える方策（ハラスメント・トラブル対策、若手世代のための業務対策、男女共同参画、裁判のIT化対応など）

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の活動スタイル

新型コロナウイルスの正体が徐々に明らかになり、今年度は様々な会議や行事がリアル開催に戻ろうとしています。しかし、多様な会員が積極的に活動に参加するには、会務活動のデジタル化・オンライン化の流れを単に元に戻すのではなく、リアルとWEBのそれぞれの良さを活かす方法が必要です。4月早々に各種委員会等に完全WEB開催の可否・頻度・業務削減のために可能な工夫についてアンケートを実施しました（ご協力ありがとうございました）。

その中で出てきたアイデアが、**パソコン持参型ハイブリッド方式**です。会館に集まる部屋だけを用意し、会館参加者もパソコン等とイヤホン・マイクを持参することにより、集まりたい会員は集まり、WEBで参加したい会員はWEBで参加し、職員の機器設定・印刷資料作成の事務負担は削減する、という三方良しの方法です。

小さな工夫ですが、当会の多彩な活動と業務削減・財政健全化を両立するための工夫を、更に重ねていきたいと思います。

業務の合理化・スリム化

当会の活動は、委員会等を通じた会員の皆様の活動に大きく依存していますが、それを陰で支えているのが当会の事務局職員です。当会の活動の拡大とともに職員の業務量・負担も増加し、職員に余裕がなくなっています。委員会等の活動成果を職員とも分かち合っていただくとともに、業務の合理化・スリム化と、職員の増員（その前提として賃金体系の見直しによる財源確保）を図り、持続可能な体制にすることが、会員にも職員にも、ひいてはサービスを受け取る市民にも大切だと思っています。

ご理解・ご協力を、よろしくお願いいたします。